

工 種	鋼橋架設工
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改	正
<p>4. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。</p> <p>5. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は地組後の部材数を架設回数とする。</p> <p>6. クレーン賃料、架設工具損料等は、表 13.1 により別途計上する。</p> <p>7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料費の費用であり、労務費の合計額に、表 6.1～表 6.3 の率を乗じた金額を上限として計上する。          なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>8. 日当り施工量Dwは、小数第2位を四捨五入し、第1位とする。</p> <p>9. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、「第IV編第7章 橋梁工⑩橋梁排水管設置工」により別途計上する。</p> <p>10. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。</p> <p>11. 検査路架設における下部工のアンカー設置は、14. 検査路架設工（4）アンカーボルトの歩掛を適用する。</p>		<p>現行どおり</p> <p>11. 検査路架設における下部工のアンカー設置は、「第IV編第7章⑩橋梁検査路架設工3-1アンカーボルト設置歩掛」を適用する。</p>	<p>記載の変更</p>
IV-7-③-8			
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1